

報 告 書 (公表版)

令和8年5月27日

ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する
第三者調査委員会

山都町長 坂本 靖也 様

本報告書は、令和7年12月5日の貴職からの依頼に応じ、調査・審議等を行った結果を報告するものである。

令和8年5月27日

ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する
第三者調査委員会

委員長 島 村 玲 雄

委員 井 上 直 樹

委員 桐 原 光 洋

委員 福 井 雄 一 郎

目次

第1	第三者調査委員会の概要	- 4 -
1	設置の経緯	- 4 -
2	当委員会の目的	- 4 -
3	当委員会の構成	- 4 -
4	当委員会の独立性	- 5 -
第2	調査の概要	- 5 -
1	当委員会が設置される以前	- 5 -
2	当委員会による調査	- 5 -
3	当委員会の開催状況	- 6 -
4	当委員会による調査の限界に関する留保	- 6 -
第3	本件の経緯	- 7 -
第4	寄附額と募集経費率の推移	- 10 -
第5	報告事項①（ふるさと納税の指定取消を受けた原因）	- 10 -
1	総論	- 10 -
2	過度な競争意識	- 11 -
3	中間事業者への依存	- 11 -
4	内部管理とガバナンスの不全	- 11 -
5	中間事業者の委託料の減額対応が受けられなかったこと	- 12 -
第6	報告事項②（再発防止策等に関する意見）	- 13 -
1	法令遵守意識の醸成	- 13 -
2	経費管理の徹底	- 14 -
3	専門人材の育成と顧問弁護士への相談体制整備	- 14 -
4	決裁規程の整備	- 14 -
第7	まとめ	- 14 -

第1 第三者調査委員会の概要

1 設置の経緯

- (1) 令和7年9月26日、総務大臣が総税市第119号により地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第6項及び第314条の7第6項の規定に基づき当該地方団体としての指定を取り消した。
- (2) 令和7年12月5日、ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者委員会（以下「当委員会」という。）が設置され、当委員会による調査が開始された。

2 当委員会の目的

- (1) 当委員会は、①原因を含む事実関係を認定し、②必要に応じて再発防止策等を報告することを目的とする。
- (2) 当委員会の調査及び審議は、かかる目的のもとに実施されたものであり、山都町役場の他の附属機関の審議・判断、山都町役場以外の他の機関等の審議・判断等を何ら拘束するものではない。
- (3) 当委員会は、本報告書を山都町役場に提出するとともに、地方自治の本旨に基づき、住民の負託に応え、住民をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から、併せて本報告書の公表版及び概略版を作成することとした。
- (4) なお、関係者のプライバシーを保護する必要があることから、本報告書の公表版及び概略版を作成するにあたっては、匿名化等の処理を行った。

3 当委員会の構成

(1) 委員

当委員会の構成は、次のとおりである。

委員長は、令和7年12月5日に開催された第1回委員会において、委員の互選により選任された。

なお、括弧内は推薦団体である。

委員長 島村玲雄（熊本大学）

委員 井上直樹（福知山公立大学）

委員 桐原光洋（一般社団法人熊本県中小企業診断士協会）

委員 福井雄一郎（熊本県弁護士会）

(2) 庶務の処理

当委員会は、山都町役場が保管する資料の収集、ヒアリングの日程調整、その他の庶務を総務課に処理させた。

なお、庶務の担当者は、当委員会の調査及び本報告書の作成に関し、一切、請託、意見の申述、その他当委員会の意思決定に影響を及ぼすような行為をしていない。

4 当委員会の独立性

(1) 当委員会は、日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針について」（令和3年3月19日策定）に準拠して構成されたものであり、山都町役場とは利害関係を有しない。

(2) 当委員会の運営、調査の実施、本報告書の作成等についても、地方自治法、その他関連法令に抵触しない限り、同指針に準拠することとし、山都町役場及びその他の利害関係者から独立して行われた。

第2 調査の概要

1 当委員会が設置される以前に、山都町役場による調査は行われていない。

2 当委員会による調査

(1) 当委員会は、大要、①関係資料の精査、②関係者へのヒアリング等を実施した。

(2) 関係資料の精査

当委員会は、山都町役場が保有・作成・取得したふるさと納税に関する記録等の書類について、分析及び検討を行った。

(3) ヒアリング

当委員会は、職員（退職者含む）5名に対し、本件に関するヒアリングを行った。

ヒアリングを行うにあたっては、関連資料の内容を踏まえた。

(4) 質問書

当委員会は、ふるさと納税に関する業務を山都町から受託していたA社に対し、質問書を送付し、それに対する回答をA社から得た。

(5) なお、当委員会では、これらのほか、関係法令、裁判例、ガイドライン、その他の文献調査、その他必要な調査を実施した。

3 当委員会の開催状況

(1) 当委員会は、以下の期日に合計8回の委員会を開催した。

日付横の記載は、当該期日において実施した主な事項である

第1回	令和7年12月5日	調査の方向の検討
第2回	令和7年12月15日	調査計画の策定
第3回	令和8年1月27日	調査及び報告書の方向性についての検討
第4回	令和8年3月6日	ヒアリング対象者及びヒアリング内容等に関する検討
第5回	令和8年3月26日	職員5名に対するヒアリング、A社に対する質問書案の検討
第6回	令和8年4月15日	A社からの回答書検討、調査内容の整理及び報告書案の検討
第7回	令和8年4月27日	報告書案の検討
第8回	令和8年5月27日	報告書の答申

(2) 関係資料の精査、文献調査、検討等については、委員会開催日のほか、各委員が個別に実施している。

4 当委員会による調査の限界に関する留保

(1) 当委員会は、第1の第2項記載の目的を達成するために必要と認められる

調査を行った。

しかし、当委員会における調査は強制的な調査権限に基づくものではないこと、当委員会が求めた資料のすべて（現存するものに限る。）が適切に山都町役場から開示されていることを前提としていることなどに起因する調査上の限界があったことを留保しておく。

- (2) また、当委員会における事実認定は、当委員会に提出され、あるいは、当委員会が独自に収集した資料及びヒアリングで得られた供述について、その信用性を慎重に判断したうえで、第1の第2項記載の目的に即して行ったものである。

そのため、当委員会が判断の基礎とした以外の資料や供述等が存在し、あるいは、当委員会が判断の基礎とした資料や供述に事実と異なる内容が含まれることが発覚した場合には、事実認定が変更されうるほか、目的を異にする場合には、信用性の評価、あるいは、事実認定の内容が異なりうることを併せて留保する。

第3 本件の経緯

- 1 平成20年5月、ふるさと納税の制度が開始された。
- 2 平成31年3月27日、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定し、指定を受けない地方団体への寄附金をふるさと納税の対象外とする指定制度の導入等を内容とする地方税法の改正が行われた（施行日は令和元年6月1日）。
- 3 平成31年4月1日、寄附金の募集に要した費用を5割以下とする旨の告示が総務省から発表された（適用は令和元年6月1日から）。
- 4 令和元年6月、山都町がふるさと納税業務を、B社及びC社に委託開始。
- 5 令和4年9月22日、募集費用総額の5割以下基準を遵守することを求める旨が総務省から通知された。
- 6 令和5年6月1日、ふるさと納税業務の委託先をB社からA社に変更（A社

の業務開始は令和5年7月)。

- 7 令和5年6月27日、「募集に要する費用の額」(告示第2条第2号)に、募集に付随して生ずる事務に要する費用も追加されることを含む通知が総務省から発表された。

なお、同通知の同箇所には「寄附金のうち、少なくとも半分以上は寄附先の地方団体のために使われるべきという、指定制度創設時からの理念を踏まえ、広報に係る費用や各種委託費用等の縮減に努めるとともに、ワンストップ特例に関する事務等のデジタル化等により、事務に係る費用の縮減に努めること。」との記載がある。

- 8 令和6年6月28日、総務省から次の記載を含む通知が発表された。次の引用は、前第7項の内容の記載の後の部分である。

なお、Q&A問32や「ふるさと納税制度の適正な運用について」(令和5年9月28日付け納税市第100号)等で周知しているとおり、令和5年10月1日から開始する指定期間において募集費用の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超過した地方団体については、令和6年10月1日から開始する指定対象期間において指定の取消しの対象となり得る(仮に取消しとなった場合、取消しとなった日から2年を経過する日の属する月まで申出書の提出はできない。)。このことを踏まえ、令和5年10月1日から開始する指定対象期間において募集費用の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超過することが見込まれる団体については、今回の指定に係る申出書の提出について慎重に検討すること(※中略)、令和5年10月1日から開始する指定対象期間において募集費用の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超過した場合は、令和7年10月1日から開始する指定対象期間まで指定を受けることができない。)

- 9 令和6年8月6日、山都町から返礼品提供事業者に対し、「山都町ふるさと納税制度の改正に伴う寄附金額の改定について」と題し、次の記載を含む通知を发出した。

昨年、国からふるさと納税制度の改正が通知されております。

主な改正内容としては、ふるさと納税の募集等にかかる経費割合を寄附金額の5割以下とする基準は残しつつ、計上する経費の範囲を拡大するものです。これまでふるさと納税募集にかかる経費は、返礼品調達費や配送料・委託費等を計上しておりましたが、改正後はすべての経費をふるさと納税の募集に係る経費として計上することになります。

この改正内容を現状の寄附金額に当てはめると、経費割合が5割を超えることとなります。

つきましては、改正後の基準を満たすため、8月中に寄附金額の改定を行う必要があります。

- 10 令和6年9月26日、「ふるさと納税制度の適正な運用について」と題し、次の内容を含む通知が総務省から発表された。

2. 募集費用総額5割以下基準について

今後、前指定対象期間中の募集費用の合計額及び寄附金受領額の合計額の最終実績（決算）に係る調査を予定しております。調査結果において、募集費用が寄附金受領額の5割を超過したことが判明した地方団体については、指定取消しの対象となり得ますのでご注意ください。なお、指定取消しの対象となった場合、取消しとなった日から2年を超過する日の属する月まで申出書の提出はできません。

（中略）

Q&A問8で示しているとおり、募集費用について「ふるさと納税の募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用は、全て該当」するため、これらも踏まえ、募集費用等の適正な運用・管理の徹底をお願いします。

- 11 令和7年4月1日、山都町でのふるさと納税業務の担当部署が、山の都創造課から総務課に変更となった。

1 2 令和7年4月22日、総務省が「募集費用総額5割以下基準に係る実績調査」を開始した。

山都町は、令和5年10月から令和6年9月の指定対象期間の募集経費率について5割を超える旨回答した。

1 3 令和7年5月から6月頃、山都町は中間事業者と募集経費率を5割以下とするための協議を4回程度行った。

1 4 令和7年6月27日、山都町は、返礼品に係る寄附金額の改定を行った。

1 5 令和7年9月9日、総務省市町村税課長が山都町を訪問し、山都町はヒアリングを受けた。

1 6 令和7年9月26日、山都町は総務省からふるさと納税対象団体の指定取消しを受けた。

第4 寄附額と募集経費率の推移

寄附額と募集経費率の推移は次の表のとおりである。

なお、「年」は各指定期間（10月から翌9月）を示しており、指定取消しを受けた原因は、令和5年の募集経費率の超過である。

年	寄附金額	募集経費率 (%)
令和元年	¥ 67,802,000	48.62
令和2年	¥ 226,551,000	52.79
令和3年	¥ 218,081,500	61.18
令和4年	¥ 244,120,900	52.32
令和5年	¥ 531,776,400	55.41
令和6年	¥ 736,642,000	43.55

第5 報告事項①（ふるさと納税の指定取消を受けた原因）

1 総論

山都町が総務省からふるさと納税の指定取消を受けたことの直接の原因は、指定期間（令和5年10月から令和6年9月）の募集経費率が50%を超過したことである。

山都町が募集経費率を超過してしまった原因は、次のようなものが複合的に組み合わさっていたものと考えられる。

2 過度な競争意識

山都町のふるさと納税での寄附額に関し、令和5年度に、町議会の議員から町職員に対し「(現状の)2億円で満足するのではなく、(周辺自治体の上位の水準である)15億円ぐらいを目指して欲しい」という要望がなされていた。

他の行政サービスとは異なり、(ふるさと納税制度の)「寄附額」というのはわかりやすい指標であり、山都町も周辺自治体との寄附金の獲得競争に巻き込まれていた。

「経費率は5割以下」というルール自体の認識はあったものの、そのルールの違反のみを理由に指定取消を受けた自治体はなかった。

山都町も寄附金額を増額させることのみを意識が向いており、その前提となる「経費率は5割以下」というルールを遵守しなければいけないという意識が欠如していた。

3 中間事業者への依存

制度の詳細を十分に把握している職員がおらず、中間事業者であるA社への過度な依存があった。

A社からも経費が50%を多少オーバーしても大丈夫(指定取消となることはない)と説明され、山都町はその説明を漫然と受け止め、ルールを逸脱しているという危機感が欠如していた。

4 内部管理とガバナンスの不全

(1) 決裁規定の不備

誰が最終決定を下すのかという「決裁規定」が整備されておらず、数千万円規模の判断(C社のポータルサイトの停止など)が課長の専決で処理されるなど、町長への報告体制が機能していなかった可能性が高い。

また、重要な「覚書」の決裁が総務課長や副町長に回らず、課長専決で処

理されるなど、組織的なチェック体制が機能していなかった。

(2) 人手不足と混乱

当時の担当部署（山の都づくり推進室）の業務が多岐にわたるにもかかわらず人手が足りなかったこと、特に取消しの原因となった指定期間（令和5年10月から令和6年9月）においては前任者の退職や病気休職、さらには当時の町長の入院などが重なり、組織が混乱していたと思われる。

5 中間事業者の委託料の減額対応が受けられなかったこと

(1) 覚書の締結

令和5年6月27日付総務省からの通知に記載された「募集に要する費用の額」のルール厳格化を受け、令和5年10月10日から、山都町はA社と経費削減のための協議を開始し、令和6年2月13日に次の内容の「覚書」を締結した（引用にあたり、表記の形式面を一部変更した）。

山都町（甲）とA社（乙）は、令和5年6月1日付で締結した『山都町ふるさと納税一括代行業務委託』に関して、下記のとおり覚書を締結する。

（委託料の支払いの変更）

第11条 現（ママ）契約の「委託料の支払」について、以下のとおり条文を追加する。

3 甲は、各年度末にふるさと納税に係る経費について計算を行う。甲は、乙への確認の上募集経費50%以下の金額を支払うものとする。

なお、山都町とA社との業務委託契約は令和5年7月1日から令和8年6月30日までである。

(2) 令和5年度の減額対応の見送り

山都町とA社と前記(1)の覚書を結んでいたにもかかわらず、A社からは「委託後（令和5年7月以降）の経費率は50%を超えていない（約49.67%）」という理由で、同社は令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の委託料の減額対応を行わなかった。

「覚書に基づく委託料減額対応」の拒否というA社の対応に対し、山都町はそれ以上の措置を執らなかった。

(3) 令和6年度の減額対応の見送り

令和6年5月18日、山都町はA社に対し、令和6年度に関しても覚書を適用し、経費率が50%を超えた場合には委託料を減額するよう要請した。

A社は「昨年度（令和5年度）の減額対応がイレギュラーな措置であったため、今年度（令和6年度）は減額対応を行わない」と回答し、令和6年度の委託料の減額対応についても拒否した。

「覚書に基づく委託料減額対応」の拒否というA社の対応に対し、山都町はそれ以上の措置を執らなかった。

(4) 覚書の履行確保措置の不実施

山都町の認識としては①覚書が令和8年6月30日までの業務委託契約に付随して締結されたものであること及び②覚書には「各年度」との記載があることから、令和6年度以降も覚書の適用があり、減額対応が受けられるとの期待があった。

しかし、A社に対してそれを強く主張したり、あるいは自ら募集費用を計算して、同費用が50%以下になるようにA社に対する委託費の支払いを調整したりすることは行わなかった。

第6 報告事項②（再発防止策等に関する意見）

1 法令遵守意識の醸成

ふるさと納税は自治体が運営するネットショッピングではなく、地方税法及び所得税法に基づく寄附募集制度である。

ふるさと納税制度を所管する総務省が発令する告示や通知にも当然従う義務がある。

それを前提に、今一度ふるさと納税のルールを再確認し、それを遵守するという意識を醸成することが求められる。

2 経費管理の徹底

ふるさと納税の業務は、関係者も多く、制度も複雑であるので、まずは担当者及び決裁権者がふるさと納税の業務に関して理解を深める必要がある。

その上で、ふるさと納税のルールである経費率の管理について、中間事業者任せにするのではなく、山都町自らが月例会などで厳密に管理する体制が求められる。

3 専門人材の育成と顧問弁護士への相談体制整備

ふるさと納税に関する業務は非常に複雑であるため、短い期間で次々と担当者を異動させるのではなく、専門家を育成し、配置する必要がある。

また、専門性としては、経理のみならず、行政サービスには通常は求められない商取引に関する知識も求められるため、商工業の振興に携わった経験のある職員や、一般企業での就業経験のある中途採用した人材を宛てることも考えられる。

ふるさと納税制度に詳しい職員を育成することにより、中間事業者とも対等に交渉ができるようになることが期待できる。

また、契約書の解釈など法的な判断が必要となった際には、顧問弁護士などに気軽に相談できる体制を事前に構築しておくことも有効である。

4 決裁規程の整備

山都町には決裁規程がないため、どこまで決裁を受けるかについて、所属長の属人的な判断となっていた。

それを改めるため、決裁規程を整備することが望ましい。

第7 まとめ

経費率の超過の原因は、個々の職員の過失に帰せられるようなものではなく、山都町の組織全体にある。

今後山都町が行うべきことは、個々の職員に対する責任追及ではなく、再発防止のための組織体制の整備である。

当委員会としては、山都町が再発防止策を実施することにより、ふるさと納税の対象団体としての再指定を受け、ふるさと納税業務が適正に再開されることを期待するものである。

以上